

西尾市放課後児童健全育成事業運営業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

西尾市内の児童クラブに通所する児童が安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等により、子どもの健全な育成を図るため、本業務を継続的・安定的に遂行する能力及び技術力を有する事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手となる候補者を選定するものとする。

2 契約条件

(1) 契約形態

委託契約とする。

(2) 委託の内容

「西尾市放課後児童健全育成事業運営業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託費の限度額

3, 340, 000円

※ 本委託業務は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第2号に規定する第二種社会福祉事業であり、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項に規定する消費税非課税事業に該当する。

(4) 契約期間等

- ・業務の履行期間は、令和6年7月22日から令和6年8月31日までとする。
- ・契約締結の翌日から令和6年7月21日までの間を開設準備期間とし、業務の開始準備や支援員の確保等を行うものとする。また、市が開催する関係者等への説明会には同席するものとする。ただし、委託準備期間における委託料の支払は発生しないものとする。

(5) その他

業務提案に基づく見積額は、契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは認められない。なお、提案内容を勘案し委託費を決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らない。

3 審査基準及び審査方法

西尾市が選任する者をもって審査委員会を構成し、提出された業務提案書等の内容を総合的に評価、採点し、その審査結果を基に委託先候補を決定する。

また、審査内容、審査結果に対する異議の申し立ては、一切受け付けないものとする。

4 スケジュール（予定）

募集要領等公開日	令和6年1月18日（木）
参加申込み・質問書・クラブ室見学申し込み受付期限	令和6年1月26日（金）

質問の回答期限	令和6年2月2日（金）
現地見学会	令和6年2月13日（火）
参加資格審査結果通知書発送	令和6年2月15日（木）
業務提案書提出締切	令和6年2月26日（月）
一次審査結果通知発送	令和6年3月1日（金）
二次審査（プレゼンテーション）	令和6年3月13日（水）
二次審査結果通知発送	令和6年3月18日（月）

※本スケジュールは予定であり、変更となる場合があります。

5 応募方法等

（1）応募資格

プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。なお、複数の企業による共同参加は認めません。

ア 愛知県内に主たる営業所（本店又は支店等）を置く者である。

イ 西尾市入札参加資格者名簿に搭載され、以下の営業種目分類のいずれにも該当する者（公告日までに搭載され、該当する者）であること。

大分類「03:役務の提供等」 中分類「16:その他の業務委託等」 小分類「99:その他」

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者である。

エ 西尾市の入札参加指名停止等の措置を受けていない者である。

オ 本店及び西尾市に所在する営業所等が税を滞納していない者である。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続き開始の申し立てがなされていない、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされていない者である。

キ 「西尾市が行う契約等からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けていない者である。

ク 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でない。

ケ 令和3年度から令和5年度までの間に、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を実施又は事業運営を受託した実績を有していること。

（2）現地見学会への参加

当事業の受託希望者を対象に、以下のとおり現地説明会を開催する。

ア 開催日時

令和6年2月13日（火） 午前10時から午後3時まで（詳細は後日連絡する。）

イ 申込方法

次のとおり、電子メールにて令和6年1月26日（金）までに申込むこと。

タイトルは『西尾市放課後児童健全育成事業運営業務委託説明会について』とし、本文中に以下の必要事項を記載し、kosodate@city.nishio.lg.jp 宛てに電子メールを送付すること。

社名/所属/参加者職・氏名/参加人数※/連絡先（電話番号及びメールアドレス）

※参加人数は2名までとする。

ウ その他

募集要領等の資料は、各自用意し持参すること。

6 参加申込の方法

「5 応募方法等（1）応募資格」を満たし、本プロポーザルに参加を希望する場合は、次に定める参加申請書類を提出してください。

（1）参加資格申請書類

ア 参加資格申請書（様式1）

イ 会社概要調書（様式2）

添付書類：国税、県税及び市税が課税される団体について、未納の税額がない旨の証明書（直近2年分・発行日から3か月以内のもの）

ウ 業務実績調書（様式3）

エ 会社概要（会社パンフレットなど任意）

（2）提出部数

各2部

（3）提出方法

西尾市役所子ども部子育て支援課（西尾市役所本庁舎1階）窓口へ直接又は郵送で提出すること。（ただし、郵送による場合は、書留郵便で提出期限までに必着のこと。）

（4）提出先

〒445-8501 西尾市寄住町下田2番地

西尾市役所子ども部子育て支援課（西尾市役所本庁舎1F）

（5）提出期限

令和6年1月26日（金）午後5時まで ※期限厳守

（6）参加資格の確認

参加資格の有無については、提出を受けた参加資格申請書類等により、参加希望者が参加資格を満たしているかの確認を行い、令和6年2月15日（木）に参加資格申請書に記載された担当者宛に電子メールにて発送する。

7 質問事項の受付及び回答

（1）質問内容

本プロポーザルに関する質問は、業務提案書の作成及び提出に必要な事項並びに業務に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る質問並びに提案内容に係る質問は一切受け付けない。

（2）質問方法

ア 提出方法

・質疑がある場合は、令和6年1月18日（木）から1月26日（金）午後5時までに別添質問書（様式4）により電子メールにて問い合わせること。

- ・電子メールのタイトルは『西尾市放課後児童健全育成事業運営業務委託に関する質問』とし、質問書を添付すること。

イ 提出先

西尾市子ども部子育て支援課 こども福祉担当 kosodate@city.nishio.lg.jp

ウ 回答

令和6年2月2日（金）までに西尾市ホームページにて一括回答する。

エ その他

- ・質問は1社につき1回までとする。
- ・質問書を送付した場合は、必ずその旨を提出先に連絡し、送受の確認をすること。質問書が期間内に届いていない場合は、その質問は無効とする。

8 辞退届

参加資格申請書の提出後に、参加を辞退する場合は辞退届（様式5）を提出すること。

(1) 提出期日

令和6年2月22日（木）

(2) 提出先及び提出方法

「6 参加申込の方法」の提出と同様

9 業務提案書等の提出

(1) 提出期限 令和6年2月26日（月）

午前9時から午後5時までの受付時間中（土・日・祝日は除く）に（3）に掲げる提出書類を西尾市子育て支援課に持参又は郵送にて提出（必着）すること。（郵送の場合は、書留郵便又は配達証明に限る。）

(2) 提出場所

〒445-8501 西尾市寄住町下田22番地

西尾市役所子ども部子育て支援課（西尾市役所本庁舎1F）

(3) 提出書類

ア 業務提案書（様式6及び任意様式）

- ・業務提案書の様式等は日本産業規格A4判で、用紙の向きは縦、横どちらも可（A3判をA4判サイズに折り畳み挿入することは可）
- ・業務提案書で使用する言語は日本語、通貨は円とする。
- ・必要に応じて、絵、図、写真等を用いて分かりやすく記載すること。

① 業務実績等（令和3年度から令和5年度まで）

- 放課後児童健全育成事業業務、同種（児童福祉施設、子育て支援事業）又は類似業務（教育分野）の運営又は受託実績（業務名、発注者、運営又は受託契約期間、業務の概要、各運営又は受託契約における施設ごとの参加登録児童数（月平均）等）
※実績を証明する書類を添付すること。（契約書等の写し）
- 配置される統括管理者及び地区管理者の経歴、資格並びに放課後児童健全育成事業

- 業務、同種（児童福祉施設、子育て支援事業）又は類似業務（教育分野）の実績
- ・総括管理者及び地区管理者の経歴及び資格（放課後児童支援員、保育士、教員等）
※資格等の写しを添付すること。
- ・総括管理者及び地区管理者の放課後児童健全育成事業業務、同種（児童福祉施設、子育て支援事業）又は類似業務（教育分野）の実績（実務経験年数等）

② 児童の育成支援

- a) 放課後児童クラブの活動時間内における遊びや学習の体験等の実施方法の提案
- b) 障がい児童に対する育成の支援及び対応方法の提案

③ 支援員等の雇用、配置及び研修指導体制等

- a) 支援員等の職制設定、配置体制及び代替員確保体制
- b) 支援員等の継続雇用及び地域人材採用計画（現放課後児童クラブ支援員の雇用及び処遇並びに地域人材採用の優先性）
- c) 支援員等の福利厚生
- d) 支援員等の資質向上のための研修の機会の確保及び指導・フォロー体制

④ 危機管理体制及び事務局体制

- a) 本業務を担当する営業所及び担当者数
- b) 連絡体制（平日、休日、時間外等）、担当者不在時の対応方法、現在の手持業務の状況及び本業務を受託した場合の専任体制
- c) 準備期間から本格稼働へ移行後も円滑な運営ができる事務局体制
- d) 事故発生時等（事故、けが、疾病、いじめ、虐待、誤帰宅・誤預かり等）の迅速な対応及び予防の体制（事故の予防及び事故発生時の対応体制）
- e) 保護者等からの相談体制

⑤ 関係機関等との連携

児童クラブの円滑な運営における学校及び公的機関、地域との連携方法の提案
イ 見積書（２「契約条件（３）委託費の限度額」（消費税非課税）以内）（任意様式）

- ・別添仕様書の業務内容ごとに費用の内訳を詳細に記載すること。
- ・物品について購入又はレンタルの区別を記載すること。

ウ 工程表（任意様式）

- ・業務開始までの準備に関する計画とスケジュール

エ 提案事業者概要等資料（任意様式）

- ・提案事業者の業務概要 ※資本金、従業員数の記載
- ・経営母体の財務健全性

直近３年分の財務諸表及びその状況（自己資本比率、流動比率等）

オ 納税証明書 ※法人税と消費税及び地方消費税、法人市県民税

(4) 提出部数

各１０部（正本１部、副本９部）とし、各部ごとにA４長辺２穴綴じでファイル等に綴じること。

10 委託先の選定等

(1) 選定方法

提出された業務提案書のみを使用して、プレゼンテーション審査又は書面審査を行う。
なお、審査は非公開で行い、審査の経緯等に関する問い合わせには応じない。

(2) 審査方法

西尾市が選任する者をもって審査委員会を構成し、業務提案書等の提出書類、プレゼンテーションの内容を総合的に評価、採点し、その審査結果を基に委託先候補を決定する。

※第一次審査（書面審査）

- ・提出された業務提案書等について、第一次審査として書面審査を実施し、上位4者に対して第二次審査を行う。
- ・第一次審査の結果及び第二次審査の案内については、令和6年3月1日（金）に、業務提案書等提出届に記載された担当者メールアドレス宛てに、電子メールで通知する。

(3) 審査委員会開催日（予定）

令和6年3月13日（水）午前又は午後

※プレゼンテーションの時間はメールにて通知する。

(4) 会場

西尾市役所 4階 41会議室（提案者控え室：5階52AB会議室）

(5) 参加人数等

1 提案者4名以内とする。

(6) 説明時間

1 提案者40分とし、概要等説明30分（パソコン等機材の準備時間含む。）、質疑応答10分とする。

※西尾市でミーティングボード「MAXHUB」を用意するが、パソコン等については提案者が必要に応じて用意する。

(7) 評価基準

ア 以下の項目について審査委員が採点を行い、各審査委員の採点の合計最高得点者を契約の相手方として選定する。ただし、あらかじめ定めた最低基準点以上の者とする。

① 事業者の評価（24点）

- a) 経営母体の財務健全性（8点）
- b) 業務実績等（16点）

② 提案内容の評価（76点）

- a) 児童の育成支援（24点）
- b) 支援員等の雇用、配置及び研修指導體制等（24点）
- c) 危機管理体制及び事務局体制（16点）
- e) 関係機関等との連携（12点）

イ 最高得点者が複数の場合は、見積金額が最も安価な者を選定する。

ウ 審査結果通知後の辞退は認めない。

エ 提案者が一者の場合でも、最低基準点に達しない者は契約の相手方として選定しない。

(8) 審査結果の通知

審査結果は、提案者全員に電子メールにより通知する。なお、審査内容、審査結果に対する異議の申し立ては、一切受け付けない。

1.1 契約の締結及び開設準備期間

- (1) 10により選定された者を第一候補者として交渉を行い、契約を締結する。契約にあたっては改めて見積書の提出を依頼する。なお、交渉が不調の場合は、評価により順位付けられた上位の者から順次交渉を行う。
- (2) 受託者は契約締結日の翌日から令和6年7月21日までの間を準備期間とし、放課後児童健全育成事業についての知識の習得や運営体制の把握、支援員等の確保、統括体制の確立等を行うものとする。また、西尾市が開催する関係者等への説明会には同席するものとする。ただし、開設準備期間における委託料の支払いは発生しないものとする。

1.2 その他

- (1) 業務提案書等の作成、郵送等に要する経費はすべて提案者の負担とする。
- (2) 業務提案書提出後の修正又は変更は一切認めない。
- (3) 複数の業務提案は認めない。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 提出された書類等は、審査及び説明のために、その写しを作成し使用することができる。
- (6) 提出された書類は本業務以外の目的には使用しない。
- (7) 採用された業務提案書の著作権は西尾市に帰属するものとする。
- (8) 予算の成立を条件とし、予算が成立しない場合、本業務委託は実施しないものとする。
- (9) 次に掲げる業務提案は無効とする。
 - ア 参加資格を有しないものが提案をした場合
 - イ 見積金額が限度額を超える提案をした場合
 - ウ 提案書類の内容に虚偽の記載があった場合
 - エ 事業者選定委員会の委員等に働きかけ、審査の結果に影響力を行使しようとした場合

1.3 問合せ

西尾市子ども部子育て支援課

〒445-8501 西尾市寄住町下田 22 番地

電話：0563-65-2108

FAX：0563-57-1314

e-mail: kosodate@city.nishio.lg.jp